

VII 図書館間の相互協力

1 新潟県図書館協会

新潟県図書館協会は、県内の公立図書館（新潟県視覚障害者情報センター（点字図書館）を含む。）及び公民館図書室で組織しています。

主な事業としては、関係団体との連絡提携、広報宣伝、機関誌の発行、各種研修会及び研究集会の開催、読書普及運動の推進、図書館関係職員のほう賞等を行っています。

2 関東地区公共図書館協議会

この協議会は、1都10県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の関東甲信越静地区の公共図書館で組織しています。

関東甲信越静地区の都県立図書館が所蔵する図書館資料の相互貸借を円滑に行い、図書館奉仕の充実向上を図るため、平成5年4月1日に「関東甲信越静地区都県立図書館間資料相互貸借協定」を締結しています。

3 全国公共図書館協議会

この協議会は、全国の公共図書館で組織しています。全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的としています。

「公共図書館間資料相互貸借指針」（平成18年6月改正）を作成し、相互貸借の円滑な運用を図っています。

4 北陸地区県立図書館長会

この館長会は、北陸地区の県立図書館（新潟県、富山県、石川県、福井県）で組織しています。「地域国際化等の諸課題への対応を目指す北陸地区公共図書館事業の振興のための相互協力を図る」ことを目的とし、館長会例会の開催、韓国ソウル特別市立正読図書館との資料交換のほか、巡回展示や研修会なども開催しています。

5 新潟県図書館等情報ネットワーク

新潟県図書館等情報ネットワークは、「新潟県図書館等情報ネットワーク推進大

綱」(平成元年4月策定)に定められた「新潟県立図書館を中心とした新潟県図書館等情報ネットワークの推進を円滑に進め、ネットワークを構成する機関が保有する資料及び書誌情報等情報の有効利用を促進し、県民に対する飛躍的なサービスの向上を図る」という趣旨のもとに、広く大学・短期大学図書館、試験研究機関等を含めた大規模なネットワークの推進を図っていこうというものです。

ネットワーク構成機関間で「相互協力に関する基本協定」「資料の相互貸借の実施に関する協定」などが締結されています。

ネットワーク構成機関は次のとおりです。

- ・ 県内公立図書館・図書館未設置町村の公民館図書室
- ・ 県内国公立大学・短期大学・高等専門学校
- ・ 国立・県立の試験研究機関等

6 国立国会図書館の図書館協力活動

国立国会図書館は、国会に属する図書館として、また、日本で唯一の国立図書館として、様々な活動を行っています。その中で、図書館協力活動は、国立図書館としての機能・役割を果たすための重要な活動の一つとして位置付けられています。

それぞれの図書館で利用者の要求に応えることができなかった資料・情報について、「複写サービス」「図書館間貸出サービス」「レファレンス・資料案内」の3業務を中心に各図書館をバックアップしています。また、歴史的音源の公立図書館等への配信提供及び「デジタル化資料送信サービス」を行っています。

活動の詳細については、国立国会図書館のホームページ「図書館協力ハンドブック」<https://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/index.html> をご覧ください。